

第53号議案

「第4回文京思い出横丁」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和7年6月4日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会 共催 **後援** 名義使用申請書

2025年4月8日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） NPO法人文京BASE

住所（所在地） 東京都文京区小石川3-2-17

代表者名 (ふりがな) きた ながひさ

北 永久

代表者連絡先 090-7270-3966
(事務担当者)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、
申請します。

記

事業名	第4回文京思い出横丁
共催又は後援名義等の 使用を必要とする 理由	後援をいただくことで、地域教育の担い手・対象となり得る区内在住・ 在勤・在学者に対し広くアプローチをし、参画を促すことへの助けとな るとともに、会員の励みにもなるため。
実施期間	2025年8月24日（日） から 2025年8月24日（日） まで (1日間)
実施場所	浄土宗 無量山 傳通院（文京区小石川3-14-6）
事業内容	文京思い出横丁は、区内の在住・在勤・在学者や地域団体が主体的に 企画・運営する地域密着型のお祭りとなっている。児童・生徒が地域の 大人と協働しながら準備や当日の活動に参加することで、主体性や協調 性を育み、実践的な社会教育の機会を得ることができる。また、世代を 超えた交流や文京区の文化発信に積極的に関わることにより文京区への 理解と愛着を深めることにもつながる。 以下、項目に分けて記載する。 1. 地域への愛着が育つ ・子どもたちが地元の人と関わることで、「自分の住んでいるまちが好き」という気持ちが育つ ・将来的に地域に関わり続けようという意識につながる 2. 多世代交流が生まれる ・お年寄りや大人たちと接する機会になり、世代を越えたつながりが自然に生まれ、挨拶やマナー・礼儀など、生活の知恵も学べる 3. 自信と達成感が得られる ・お祭りで役割を担う（踊る・飾りつけ・販売など）ことで、「自分も役に立った」という貢献欲につながる ・成功体験が自己肯定感にもつながる 4. 学びの機会になる ・準備や協力の中で、計画を立てる・話し合う・工夫するといった力が自然と身につく ・特に総合学習やキャリア教育とつなげやすい 5. 保護者や地域の人との連携が生まれる ・子どもたちを通して保護者も巻き込みやすくなり、地域全体の一体感が増す ・学校と地域のつながりが強化され、子育て環境としても豊かになる

内 容	区内在住・在勤・在学者（児童・生徒を含む。）、また区内で活躍する地域団体等が共同して主体的にお祭りをつくっていくことにより、スタッフメンバー自体が新たな一つの地域コミュニティとなり、かつ、社会教育の実践の場となる。 特色としては、地域団体においても、企業においても、自分たちの取り組みを単純に展示・出展するのではなく、また、プロに委託するのではなく、スタッフメンバーで企画した内容を、自分たちで実現することにより、児童・生徒にとって、社会参画への教育プログラムとなっている。 本年の新たな取り組みとしては、区立小中学生のみで企画立案し、当日運営を行う特別ブースを設ける。
対象者	区内在住・在勤・在学者（参加予定人員 8, 0 0 0 人）
参加費	無料
他団体の 共催、後援等 (申請中、承認済の別)	共催：傳通院文化村 後援：文京区（申請中）、文京区社会福祉協議会（申請中）
備 考	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない	

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

「第4回文京思い出横丁 in 傳通院」開催概要

1 開催趣旨

文京思い出横丁は、文京区在住・在勤・在学の方を中心に、地域の人々が、お祭りづくりという共通のテーマを持って集まり、楽しく活動をしながらかも、地域課題を発掘し、これを解決する新たなアイデアを出し合い、ともに実行する中で、仲間＝コミュニティになり、更なる地域課題の解決へと波及させていくことを目的としています。

2 開催日時

2025年8月24日（日）11時00分 から 20時00分（予定）

3 タイムスケジュール

11時00分～ 模擬店スタート ※20時00分まで
17時00分～ 傳通院・法会
17時30分～ 手持ち花火
18時00分～ 盆踊りスタート
20時00分～ 終了・撤収
22時00分 完全撤収

4 開催場所

浄土宗 無量山 傳通院（文京区小石川3-14-6）

5 企画内容

1 地域の人々による企画・運営

文京思い出横丁の企画・運営は、有志の地域の人々により行う。企画・運営を、ともに実施していく中で、地域の人々の交流を生み出す。

2 模擬店

飲食やワークショップ等の模擬店を、企画・運営スタッフにより出展する。地域の人々の間の交流を促し互助関係構築の一助とする。

※飲食の模擬店については、保健所に対し行事開催届を提出する。

※火器の使用については、小石川消防署の指導を受ける。

3 キッチンカー出店

公募で申し込みのあった店舗に出店してもらう。

※営業許可のあるキッチンカーとする。

4 ステージ

一般来場者を増やし、より多くの地域住民間の交流を創出するため、区内保育園児等による出し物や地方都市との交流を見据えたステージ企画を行う。

5 花火

近年、行う機会や場所が減少している手持ち花火を、子どもたち対象に行い、子どもたちにひと夏の地域での楽しい思い出を作ってもらうとともに、既存の地域コミュニティの担い手としては数の少ない子育て世帯の集客及び関係構築を狙う。

※小石川消防署に来場依頼をする。

6 協力団体

株式会社シード・文京区倫理法人会・中央大学りこボラ・我楽田工房・ご近所

deBOSAI・居酒屋でんでん太鼓・文京まちたいわ・郁文館グローバル高等学校
※協力内容は、文京思い出横丁の企画・運営全般。すべての人員に役割を割り振り、
任務を遂行する。

- 7 対象者
主に文京区在住、在勤、在学者
- 8 周知方法
チラシ、ポスター、SNS 活用
- 9 お問い合わせ先
NPO 法人文京 BASE 理事長 北 永久（きた ながひさ）
e-mail: bunkyo.omoideyokocho@gmail.com
TEL: 090-7270-3966

文京思い出横丁 開催概要(小中学生特別ブース参加計画追記)

1. 目的

文京思い出横丁は、区立幼・小・中の児童・生徒が、地域住民や団体との協働を通じて、主体的にイベントを創り上げる「生きた教育の場」となることを目指します。特に、今年度新設する「小中学生企画・運営特別ブース」を通して、子どもたちが学校では得られない貴重な体験を通じて、豊かな人間性と社会性を育む、地域ぐるみでの教育実践を推進します。

2. 特徴

- ・ **地域共創型イベント**：区内在住・在勤・在学者、また区内で活躍する地域団体等が共同して主体的にお祭りをつくっていくことにより、スタッフメンバー自体が新たな一つの地域コミュニティとなり、かつ、地域活性化にもつながります。
- ・ **実践的な学びの場**：地域団体においても、企業においても、自分たちの取り組みを単純に展示・出展するのではなく、また、プロに委託するのでもなく、スタッフメンバーで企画した内容を、自分たちで実現することにより、老若男女を問わず、地域における教育の実践の場となっています。
- ・ **昔ながらの夏祭り**：縁日、射的などのゲームコーナー、地域団体や学生のステージなど、懐かしい雰囲気の中で多世代交流を促進し、地域への愛着を育みます。

3. 小中学生企画・運営特別ブース参加計画

今年度の新たな取り組みとして、小中学生のみで企画立案し当日運営する特別ブースを設けます。これは、子どもたちが自ら考え、行動し、達成感を味わうことで、将来にわたる主体性を育むことを目的としています。

(1) 想定されるブース内容

今年度の新たな取り組みとして、大人からテーマを与えられるのではなく、小中学生自身が自分たちで自由に考えた内容を実践してもらうことを想定しています。ブースの種別としては、飲食ブース、ワークショップブース、ゲームブースなどが考えられ、一応の想定としては、「地元の魅力発信」や「昔の遊び体験コーナー」などのテーマをもとに企画・運営するブースを予定しています。ブースの内容よりも、ブースについて企画立案から運営までを実行したという体験に重きを置いております。

(2) 周知・募集方法と参加者数

- 周知期間：令和7年5月下旬～7月末
- 募集方法：
 - 区立小中学校への協力依頼：各学校を通じて、児童・生徒向けに募集チラシの配布をお願いします。
 - SNS、町会掲示板での広報：保護者層への情報伝達を強化し、イベントの意義や子どもたちの学びの機会を強調します。
- 募集人数：企画立案から当日運営までの一連の活動に参加する小学生・中学生合わせて10～15名程度を想定しています。
- 応募対応：
 - 応募者多数の場合：文京思い出横丁自体には、多数のブースが設置されるため、参加者の応募が想定人数を上回った場合であっても選考等を行わず、臨機応変に参加方法を提案する予定です
 - 応募者不足の場合：想定人数を下回った場合には、高校生や大学生メンバーを補充し、少数であっても企画立案から運営までを実行できる体制を敷いておりますが、並行して以下の対応を実施します。
 - 追加募集期間の設定：募集期間を延長し、再度広報活動を強化します。
 - 個別訪問による呼びかけ：町会や近隣学校へ個別に働きかけを行います。
 - 既存の子ども向けイベントでのPR：文京区内で開催される夏休みイベントや子ども向け講座などで、参加を呼びかけるブースを出展することも検討します。
 - ブース内容の調整：人数に応じて、企画内容の規模や作業量を調整し、少数でも充実した体験ができるように柔軟に対応します。

(3) 企画立案から当日の運営までの具体的な参加方法とサポート体制

小中学生の主体性を最大限に引き出しつつ、安全かつ効果的な活動を保障するための体制を構築します。

- 募集期間：令和7年5月下旬～7月末
- オリエンテーション・顔合わせ会：
 - 日時：令和7年6月上旬
 - 場所：傳通院講堂等
 - 内容：参加者間の自己紹介、イベント全体の概要説明、特別ブースのコンセプト共有、今後の活動スケジュールと役割説明。大人サポートメンバーとの顔合わせ。

- 企画会議(計 4～5 回):
 - 日時: 令和 7 年 6 月中旬～8 月末(夏休み期間中心に、週 1 回程度。直前期は、随時実施。)
 - 場所: 傳通院講堂、源覚寺等
 - 内容:
 - アイデア出し・企画検討: 子どもたち自身がブース内容のアイデアを自由に発想し、実現を可能にする方法を協議。大人サポートメンバーはファシリテーターとして、意見を引き出し、まとめる。
 - 役割分担: 広報担当、制作担当、運営担当など、子どもたちの興味や得意分野に応じて役割を決定。
 - 制作物検討: ブースの装飾、案内板、体験ツールの制作について具体的に検討。
 - 広報活動計画: 当日来場者への呼びかけ方法、ブースの魅力発信方法を検討。
 - 小学生と中学生の連携: 小中学生でチームを分けることはせず、中学生には企画や進行の中心を、小学生にはその補助や現場対応を担ってもらうなど、年齢に応じた役割分担を行います。
- 準備活動(計 3～4 回):
 - 日時: 令和 7 年 8 月
 - 場所: 傳通院講堂、源覚寺等
 - 内容:
 - 制作物の作成: ブース装飾、体験用具、景品などの具体的な制作作業。
 - ブースレイアウトの検討・リハーサル: 当日のブース配置や動線を検討し、簡易的なリハーサルを行う。
 - 運営シミュレーション: 来場者への声かけ、説明、トラブル対応などを想定したロールプレイング。
- 文京思い出横丁当日運営:
 - 日時: 令和 7 年 8 月 24 日
 - 場所: 文京思い出横丁会場内「小中学生企画・運営特別ブース」
 - 内容:
 - ブース設営・準備: 事前に作成した制作物を飾り付け、ブースを完成させる。

- 来場者対応：ブースの企画内容説明、体験への誘導、質疑応答、景品授与など。
- 清掃・片付け：イベント終了後のブースの撤収、ゴミの分別など。

(4) 大人のサポート体制

子どもたちの自主性を尊重しつつ、安全かつ効果的な活動をサポートするため、以下の体制で大人が関わります。

- 担当大人スタッフの配置：各活動日には、実行委員会から選任された経験豊富な大人スタッフ（地域活動経験者、PTA 経験者、保護者有志など）が、複数名常駐します。
- ファシリテーターとしての役割：
 - 子どもたちの意見を引き出し、発言しやすい雰囲気作りを行います。
 - 意見の対立があった際には、中立的な立場で調整・仲介します。
 - 議論が行き詰まった際には、ヒントや視点を提供し、解決策を導き出す手助けをします。
- 安全管理と環境整備：
 - 活動場所の安全確保、必要な資材や道具の準備、活動中の事故防止に努めます。
 - 子どもたちの健康状態にも配慮し、休憩や水分補給を促します。
 - 当日の会場内での動線確保や緊急時の対応について、事前に子どもたちと共有します。
- 専門的なアドバイスと実務サポート：
 - 企画内容の実現性や技術的な課題に対し、適切なアドバイスや専門知識を提供します。
 - 子どもたちだけでは難しい作業（例えば、電気配線が必要な場合、複雑な工作など）は、大人が実務面でサポートします。
 - 予算管理や外部団体との連携など、必要に応じて大人が代行・サポートします。
- 見守りと励まし：
 - 子どもたちの活動を温かく見守り、成功体験を共有し、自信を育むサポートを行います。

- 困りごとや悩みがある際には、いつでも相談に乗れる体制を整えます。
- 必要に応じて、個別面談や保護者との連携も行います。

以上の計画により、小中学生が単なる「参加者」ではなく、「主役」として文京思い出横丁を創り上げ、かけがえのない学びと成長の機会を得られるよう、実行委員会一同、精一杯取り組んでまいります。

引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上

事業予算書

事業名 文京思い出横丁

団体名 NPO法人文京BASE

収 入		単位：円	支 出		単位：円
当日売上げ	1,992,210		会場設営費	1,121,828	
文京区青少年の社会参加推進事業補助金	400,000		材料費	719,317	
文京区国内交流・連携事業補助金	100,000		清掃費	88,000	
協賛金	550,000		当日資材費	757,041	
前年度繰越金	30,846		協賛広告衣装	373,500	
			保険費	5,110	
			道路使用許可費	2,100	
			振込手数料	6,160	
計	3,073,056		計	3,073,056	

2025年4月8日

(備 考)

特定非営利活動法人文京BASE 定 款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人文京BASEという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、フードパントリーやこども食堂の運営、地域イベントの開催などの活動を通じて、関わる方々の問題の解決のサポートをし、子どもの健全育成、社会教育の推進を図り、地域社会に広く貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) フードパントリー、こども食堂の運営
- (2) 地域イベントの開催
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会又は理事会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任

することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会 とする。

(総会の構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理方法
 - (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごと理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総

会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	北永久
副理事長	萩原司朗
副理事長	稲村紘志郎
監 事	野々村恵
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立

総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|---------|---------------|
| (1) | 正会員入会金 | 10,000円 |
| | 正会員会費 | 10,000円(1年間分) |
| (2) | 賛助会員入会金 | 5,000円 |
| | 賛助会員会費 | 5,000円(1年間分) |

上記は当法人の定款に相違ない。

東京都文京区小石川三丁目28番14号

ワコーレ小石川101

特定非営利活動法人文京BASE

理 事 北 永 久

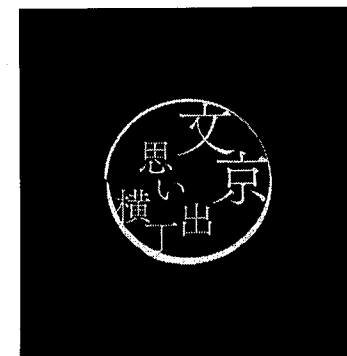
2024年4月1日

NPO 法人文京 BASE スタッフ名簿

	役職	名前 (住所)
1	理事長	北 永久 ()
2	副理事長	萩原 司朗 ()
3	副理事長	稲村 紘志郎 ()
4	監事	山崎 恵 ()
5	委員	須藤 彰宏 ()
6	委員	瀧井 雅代
7	委員	高木 友寛 ()
8	委員	中原 淳一
9	委員	大庭 平八郎
10	委員	斎藤 裕輔
11	委員	吉原 瞬 ()
12	委員	水上 成憲
13	委員	田中 孝介
14	委員	中桐 良太郎
15	委員	藤村 圭司
16	委員	神田 大輔
17	委員	清水 大輔

第3回 文京思い出横丁in傳通院報告書

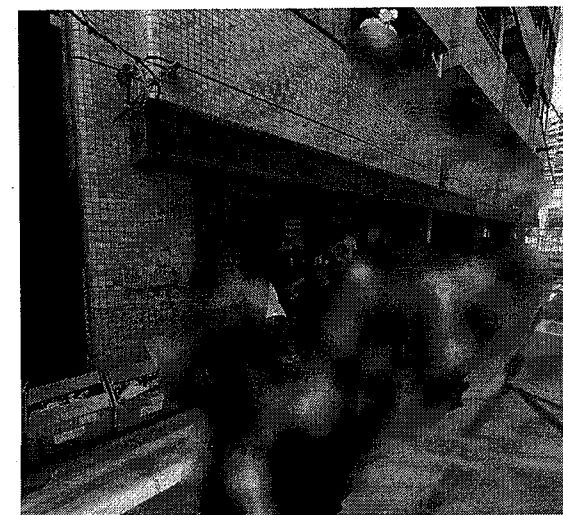
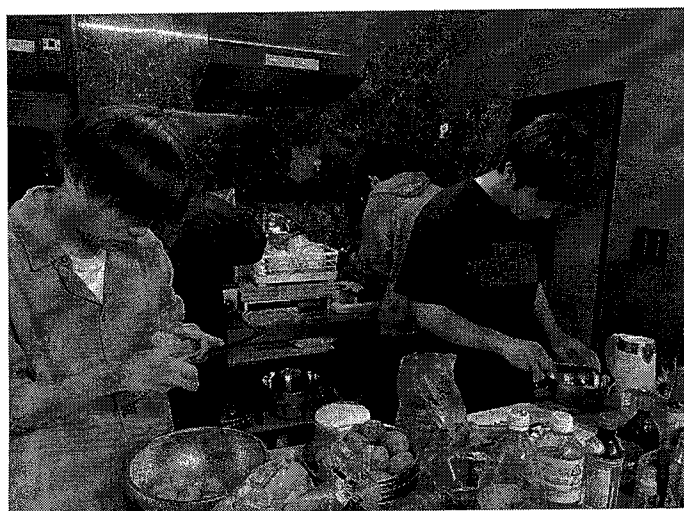
NPO法人 文京BASE





NPO法人 文京BASEとは

私たちは、地域のみなさまを対象として、
フードパントリーやこども食堂の運営、地域イベントの開催などの活動を通じて、
関わる方々の問題の解決のサポートをし、子どもの健全育成、社会教育の推進を図り、
地域社会に広く貢献することを目的としています。



文京思い出横丁in傳通院とは

～ビジョン～

文京思い出横丁は、
地域の人々が、
お祭りづくりという「この指とまれ」に集まり、
わいわいと楽しく活動をしながら、
地域課題を解決する新たなアイデアをどんどん出し合い、
みんなで実行して、
仲間＝コミュニティになり、
じわじわと地域の課題を解決していきます。



お祭りを中心とした新たな地域コミュニティ形成モデル

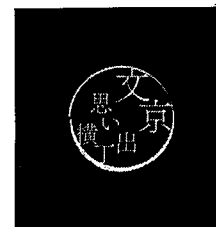
かつては、町会等の伝統的地域コミュニティが地域の防災・防犯を担っており、有事のときのための練習としてお祭りが開催されてきたという側面があると思います。

伝統的地域コミュニティが希薄化した現代においては、
まずはお祭りを基軸に地域のつながりをつくり出し、
町会等の伝統的単位にこだわらず、新たな地域コミュニティを形成していく必要があります。

27 文京思い出横丁における出店内容は、
すべて実行委員会メンバーのアイディア出しから決定され、
かつ、実行委員会メンバーは飲食、催事、音響等のチームに分け、
そのチームごとに決定権限が付与されます。

伝統的な出店内容の中にも、若い世代のアイディアが組み込まれ、大人たちとの協働でそれが実現されていくことにより、若い世代の自己実現を図ることができるとともに、大人たちにとっても単なる作業ではなく、創造的な営みであることを実感してもらえるものとしています。

このような営みは、どのような地域においても水平展開をすることが可能であり、
人と人とのつながりが希薄な現代における地域コミュニティ形成の新たなモデルとなり得ます。



概要

〈サマリー〉

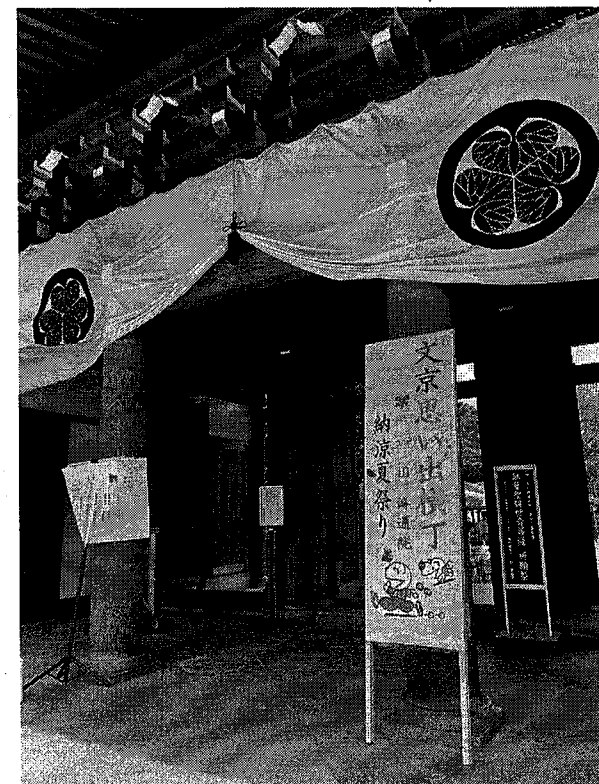
会場：浄土宗 無量山 傳通院（文京区小石川3-14-6）

日時：2024年8月25日(日)11時～20時

主催：NPO法人 文京BASE

共催：傳通院文化村

後援：文京区、社会福祉法人文京区社会福祉協議会、文京区倫理法人会、
公益社団法人東京青年会議所文京区委員会



〈参加者数と来場者数の報告〉

文京思い出横丁実行委員会メンバー数：約200名

当日来場者数：約4,295名（出入口付近にて、カウンターにて集計）



2024年のテーマ

- ・ エシカル消費

└ 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、
そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

- ・ 地域防災

└ お祭り⇒地域交流⇒交流による防災

- ・ 地域間交流

└ 島根県津和野町・・・「森鷗外」の生誕の地である津和野町と終焉の地である文京区
新潟県佐渡市・・・傳通院を建立したのは「本多佐渡守」



今年の新たな取り組み

各ブースのリーダーは原則学生とする。

※食品衛生および運営面において、社会人は責任者として立ち、運営をサポート。

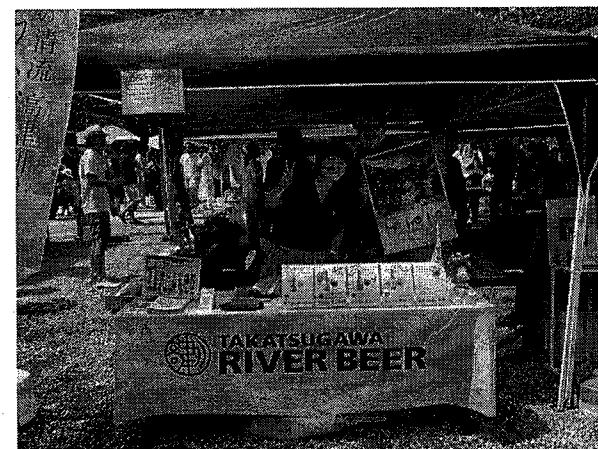


イベント概要

〈地域物産展 ～地域間交流～〉



島根県津和野町：物産販売



島根県益田市：クラフトビール販売
物産販売



イベント概要

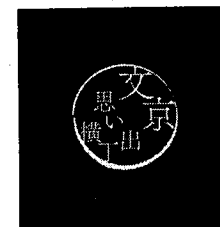
〈地域物産展 ～地域間交流～〉



長野県天龍村：物産販売

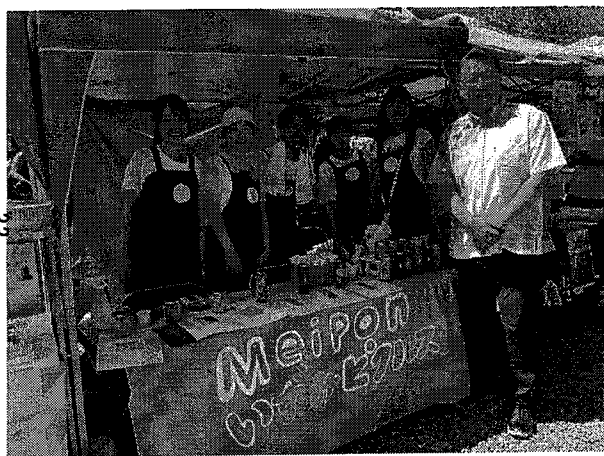


福島県矢吹町：焼きおにぎり試食
物産販売
くじ引き



イベント概要

〈地域物産展 ～地域間交流～〉



泉佐野市：物産販売



鳥取県倉吉市：クラフトビール販売



富山県：物産販売



イベント概要

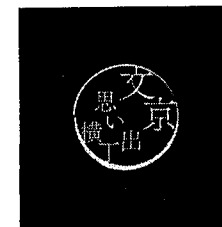
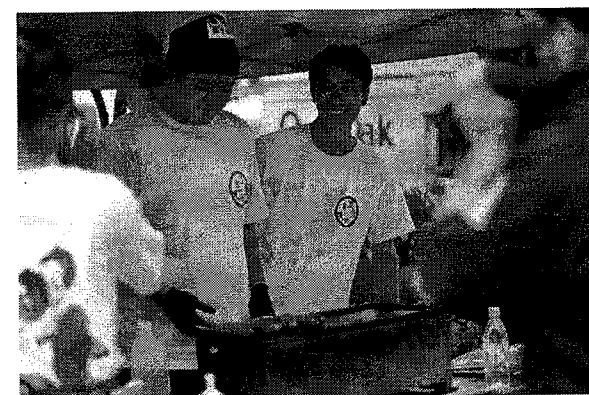
〈飲食ブース〉

クレープ
 ナポルドン
 ドリンク
 かき氷
 フライドポテト
 お好み焼き
 焼き鳥
 わたあめ
 焼きそば
 チョコバナナ
 フランクフルト
 焼きとうもろこし
 ワッフル
 ベビーカステラ
 きゅうり
 手羽先

冷やしパイン
 イカ焼き

〈郁文館ブース〉
 ・菌床シイタケ網焼き
 ・緑茶冷茶販売
 ・真打ち登場パン

〈小石川淑徳学園ブース〉
 アイスモナカ

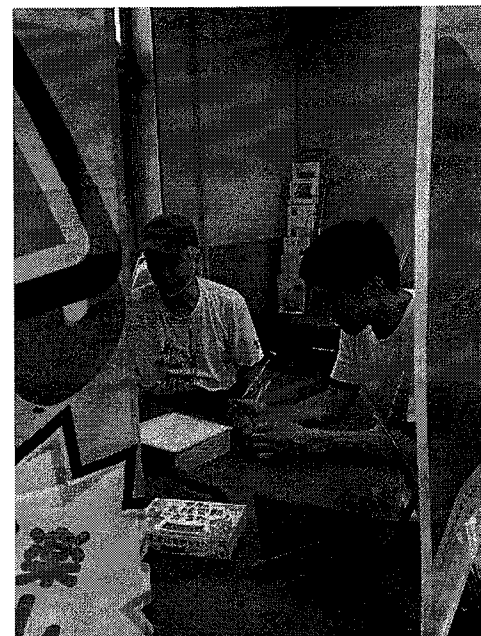
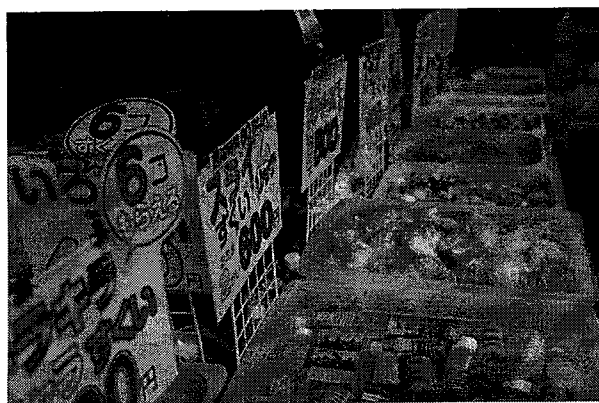


イベント概要

〈ゲームコーナー〉

射的
ヨーヨー
スーパーボール
輪投げ
くじ引き
キットパス
トントン相撲

35



イベント概要

〈ワークショップ〉

押し花・エコ布ワーク
デコパージュワーク
ロスフラワーでポップ作り
手作り石けんワークショップ
楽しい和算
ポスター発表

木材工作ワークショップ
ぼうさい射的/手ぬぐいワーク
気候変動占う昆布トントン相撲
パターゴルフ・型抜き
メダカすくい



イベント概要

〈ステージ企画等〉

石見神楽
盆踊り
手持ち花火
ビンゴゲーム
エレクトーン演奏
歌演奏
民謡
ヒップホップ

フラダンス
昆布楽器
園児遊戯
三角巾防災デモ



参考_お祭りのチラシ

文京思い出横丁

2024年8月25日[日]開催 in 傳通院

家族みんなで
この夏最後の思い出を

時間 11:00~20:00

屋台 11:00~

ぼんおどり 18:00~

ステージ 11:00~

射的 11:00~

手持ち花火 18:00~

ワークショップ
ステージ
ライブDJ
etc...

・開催場所 傳通院 文京区小石川3-14-6
 ・主催:NPO法人文京BASE 共催:傳通院文化村
 後援:文京区 文京区社会福祉協議会、文京区倫理法人会、
 公益社団法人東京青年会議所文京区委員会
 ・問い合わせ先 bunkyo.omoideyokocho@gmail.com

文京思い出横丁 in 傳通院

2024年8月25日[日]

今年のテーマ
エシカル消費
地域防災
地域間交流

地域の人々が、お祭りづくりという「この指とまれ」に集まり、わいわいと楽しく活動をしなが、地域課題を解決する新たなアイデアをどんどん出し合い、みんなで実行して、仲間IIコミュニティになり、じわじわと地域の課題を解決していきます。

舞台

- かき氷
- 焼きそば
- イカ焼き
- フランクフルト
- チョコバナナ
- ハッピーサラダ
- ワッフル
- クレープ
- 射的
- 地域物産コーナー
- ビール
- ソフトドリンク

織月会館

第二会場
小石川 淑徳学園

伝通院

山門

ステージ

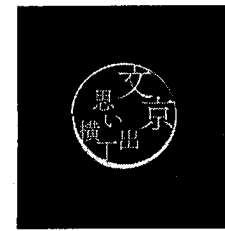
- エレクトーン演奏
- 歌謡曲
- 民謡
- ヒップホップ
- フラダンス
- 能楽鑑賞
- 園児遊戯
- 三角巾防災デモ

第二会場

- 法壇り会場
- ゲームコーナー

注意事項

- ・来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- ・お店は売り切れ次第、終了します。
- ・できるだけマイ箸をお持ちください。
- ・ゴミはお持ち帰りください。
- ・屋外での開催になりますので、熱中症対策をお願いします。
- ・花火の持ち込みはご遠慮ください。



ご協賛いただいた法人・団体・個人（一部）

つつじクリニック

朝日信用金庫 小石川店

(株)東京ドームホテル

(株)シード

安岡定子事務所

金澤社労士事務所

居酒屋でんでん太鼓

吉原隆平法律事務所

(株)クオリア・グローバル・

エージェンシー

(株)久松商事

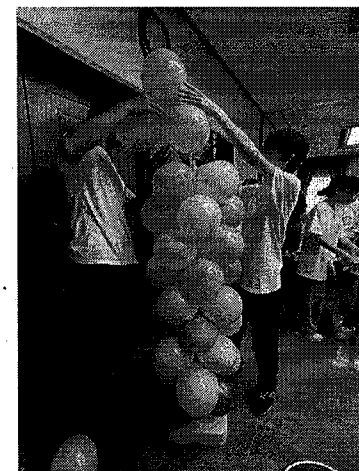
(株)愛電

SANKEIプランニング(株)

他、地元企業はじめ団体、個人の方に支えていただきました。



当日の様子



文京
思い出
横丁

実行委員会メンバー（ボランティアスタッフ）の活動報告

〈実行委員会メンバーの役割と活動報告〉

小学生から大学生、地域コミュニティや企業から多くの実行委員会メンバーが集まり、当日運営メンバーは約200名にも上りました。
実行委員会メンバーは、与えられた作業をこなすのではなく、自ら発案、計画、実行の全てを担います

41



スタッフの感想

- ・ 昨年に引き続き、高校生・大学生にブースの責任者を任せてもらえました。手を挙げてみたものの、どうしたらよいのか分からなくて漠然と主催者に聞いてみたら、「自分の頭で考えろ」という回答でした笑
でも、まずは自分で考えてみて改めて相談をしたら親身になって一緒に考えてくれました。
 - ・ 昨年・今年と、飲食ブースを担当しました。毎年、とても勉強になるし、自分の成長、仲間たちの成長を感じます。来年は、このアメーバのようなチーム全体の運営側に挑戦してみたいと思っています。
 - ・ 月2回程度開催される実行委員会の冒頭は、毎回、文京思い出横丁のビジョンの共有から始まります。実際に準備段階から当日までを体験して、文京BASEが考えているお祭りづくりを通じた新たな地域コミュニティの形成という意味が分かってきました。
 - ・ 文京思い出横丁には、様々な地域コミュニティが参加をされていて、来るもの拒まず、みんなが参画できる雰囲気をつくっているところがすごいなと思いました。
 - ・ 多数の地域から出店があり、かつ、単に地方から来た方々が自分たちでブースを運営しているのではなく、東京の大学生と協働して出店をしているというのが特徴だと思いました。
- 関係人口の創出というのは、口では簡単に言えますが、協働というキーワードをはさむと、より実現に近づくと実感しました。



参加学校の感想

【郁文館グローバル高等学校】

まちづくりゼミ（単位認定授業）の活動の一環として参加させていただきました。

模擬店形式で来場者に「シイタケもぎ取り炭火焼き」を体験してもらい、焼いている間に中山間地域でのゼミ活動の実践報告をしたり、活動を紹介するリーフレットを配布したりしました。

地域柄、森林保全や菌床栽培に関心を寄せてくださる親御さんも多く、シイタケをもぎ取った後の菌床まで完売することができ

生徒たちも手ごたえを感じたようです。

また、柿渋を用いたメダカ掬いでは、タスク株式会社さんと協働させていただき、生徒たちの学びの場を拡げることができました。

コミュニティづくりに「学校」らしい形で、参加させていただけたかと思います。

貴重な体験をさせていただきありがとうございました。



ステージ

手持ち花火

文京

思い出横丁

8.24日

11:00 ~ 20:00

開催場所：傳通院

主催：文京BASE

共催：傳通院文化村

ワーキング

盆踊り



問い合わせ先: bunkyo.omoideyokocho@gmail.com

↑HPはこちら

2025 年 5 月 19 日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 東京都文京区小石川 3-2-17

申請者（申請団体） NPO法人文京BASE

代表者名

北 永久

印



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。